

東京都男女平等参画審議会
第4回男女平等参画部会

(平成28年度)

平成28年11月17日

生活文化局

(午前 10 時 00 分 開会)

○吉村男女平等参画担当部長 それでは、ちょうどお時間になりましたので、これより東京都男女平等参画審議会第4回男女平等参画部会を開催させていただきます。

本日はご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の出席状況について報告させていただきます。本日は治部委員がご欠席でございます。

それでは、進行につきましては、武石部会長、よろしくお願いいたします。

○武石部会長 皆様、おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、審議会及び会議録の公開、非公開につきまして、ご確認をお願いしたいと思います。東京都男女平等参画審議会運営要綱第10によりまして、審議会の会議は公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により、一部非公開の取り扱いとすることができるといふ旨の規定がございます。ご意見がなければ、本日の部会は公開で行わせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 次に、議事録の取り扱いですが、議事録は、全文氏名入りでホームページで公表いたします。議事録の作成方法ですが、事務局で案を作成していただきまして、発言者の皆様にご確認をお願いいたします。最終的な確認は私にご一任いただければというふうに思います。なお、個人情報にかかわる事項等がある場合には、ご発言者、部会長及び事務局でご相談をさせていただきたく存じます。

それでは、会議次第の2に入らせていただきます。

9月2日、第2回総会后、各委員会からのご意見を踏まえまして、中間のまとめを取りまとめていただき、10月11日から24日、都民意見の募集を行っていただいています。本日、意見募集において都民の皆様からいただいたご意見などを踏まえまして、事務局で答申案を作成していただきました。部会委員の皆様でご議論いただきますようお願いいたします。そのほか前回の部会、それから第2回の総会において委員の皆様からいただいたご意見のうち、対応が保留になっていたものがあります。事務局にて修正案を作成していますので、こちらについてもご議論をお願いしたいと思います。

では、内容につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○白石男女平等参画課長 おはようございます。男女平等参画課長の白石です。よろしくお願いいたします。

それでは、私から答申案についてご説明させていただきます。皆様のお手元には資料 1 として、答申（案）をお配りしております。それから資料 2 としまして、中間まとめに対する第 3 回部会及び第 2 回総会における保留意見等の対応案一覧をお配りしております。さらに資料 3 としまして、中間まとめに対する都民意見及び対応一覧の資料をお配りしております。

それでは、まず、保留意見の対応案についてご説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。前回の部会及び 9 月に開催しました総会におきまして、委員の皆様からいただいたご意見のうち、中間のまとめの公表までに反映できなかったものを一覧にしております。右側「対応の考え方」の欄に網掛けがされているもの、こちらの項目につきましては、ご意見に沿って本文を修正しているものでございます。まず、答申案の 2 ページ目、こちら事務局で訂正をしておりますが、先日 2016 年のジェンダーギャップ指数が新たに発表されたため、こちらの内容に時点更新をしております。

また、答申案の 4 ページになりますが、事務局としまして、男女平等参画社会の実現に向けた四つの視点を掲載しておりますが、こちらの（４）につきましては、配偶者暴力対策基本計画に関する視点であることから、総合計画における四つの視点であるということが明確にわかるように記載を改めております。

続きまして、第 3 回の部会で大久保委員からご意見をいただいておりますが、「女性の活用を最重要課題の一つとしているか」のグラフに基づいて、大手企業は女性活躍の問題に積極的に取り組み、中小企業は不十分という記載になっているが、実際は女性の管理職率は大企業よりも中小企業の方が高い。この根拠を基に中小企業が遅れていると記載するのはバランスが良くないんじゃないかというお話がございました。また、一方で、ワーク・ライフ・バランスの観点からは、むしろ中小企業には環境が整備されていないのではないかといったご意見をいただいております。女性の活躍に関するデータを確認したのですがデータが見つかりませんでした。事務局の対応として、領域Ⅰの掲載内容につきましては変更をしておりません。一方で、領域Ⅱのワーク・ライフ・バランスの環境整備に関する記述につきましては、修正を行っています。具体的には、31 ページになります。こちら右側の二つ目のパラグラフの一番最後のところに、「企業による取組を促進していくことが必要です。特に規模の小さな企業では、仕事と生活の調和

に向けた取組を進めることが難しい状況もあり、支援が必要です」と記載しております。

また、あわせて３５ページの都に求める取組の方向性におきましても、特に中小企業の取組を後押しする必要があるということを記載しております。

資料の２に戻らせていただきます。１７ページのハラスメントの関係でございますが、こちらは、国の要綱に合わせまして中間のまとめの公表の段階で、「性別・性的指向・性自認を問わず」という表現に修正をしております。

続きまして、第２回総会后、平井委員から意見をいただいております。ハラスメントに関しましては誰しもが被害者だけでなく加害者になるおそれもあることを強調してはという指摘がございまして、答申１の１７ページにつきまして、「性別・性的指向・性自認を問わず被害者となるおそれがある一方で、誰でも加害者となる可能性があります」と修正をしております。

資料２の裏面に移らせていただきます。１９ページの部分ですが、こちらは第１５回の出生動向基本調査に基づきまして、数値の修正を行っております。

続きまして、３６ページ、３８ページの関係でございますが、第２回総会后の意見としまして、平井委員から、男性による家事育児参画については現在女性の置かれている立場に男性も置き換わるだけなので、働き方の見直しとともに、男女を問わず家事代行サービスなどの外部労働力の活用と支援が欠かせないことに言及して欲しいというご指摘をいただきました。

こちらにつきましては３６ページに家事代行サービスなどの外部労働力の活用について記載をしております。

続きまして、３９ページになります。こちら第２回総会后のご意見としまして、平井委員から、保育基盤の整備の遅れに関する認識について、危機感を持った記述をすべきという指摘をいただきまして、こちら３９ページの記載の中で、「保育サービスの整備をさらに加速し、待機児童の解消を目指していく必要がある」というふうに記載をしております。

また、資料の最後になりますけれども、１４日に東京都女性活躍推進会議を開催しております。こちら場で鹿嶋会長から、「防災分野への参画促進」については、「復興も含む」というふうに見出しを変更したほうがいいではないかというご意見をいただきまして、見出しを修正しております。

以上が保留意見に対する対応案の説明でございます。

続きまして、資料3をごらんください。今回の中間のまとめに対する都民意見への対応案の一覧でございます。都民意見の募集につきましては、10月11日から2週間行っております。配偶者暴力対策基本計画に対するご意見とあわせて全部で86件をいただいております。今回、この部会でご議論いただく女性活躍推進計画に対するご意見につきましては全体で80件ございます。項目別の件数は1枚目の資料のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、都民意見の整理の仕方につきましてご説明したいと思います。対応欄には今回4種類の記載をしております。まず、ご意見の趣旨を踏まえまして、本文を修正したものにつきましては、対応欄に「追加修正」と記載をしております。また、中間のまとめの時点で、既に、ご意見の趣旨は盛り込まれていると考えるものにつきましては、「反映済み」と記載をしております。また、個別施策に関するご提案であるため、答申受領後の行政計画策定時に参考とさせていただくべきものにつきましては、「個別施策」と記載をしております。そのほか、ご意見として受けとめさせていただくものにつきましては、「意見」と記載をしております。

資料3には80件のご意見全てを記載しております。一番左側の欄にいただいたご意見を原文のまま記載をしております。

まず、番号飛んで申しわけございませんが、63番、65番、71番の三つについてご説明をさせていただきます。

63番をごらんください。この三つの番号につきましては、同様の趣旨のご意見でございます。今回、女性活躍推進計画を策定することで、これまでの「男女平等参画のための東京都行動計画」がなくなってしまうのではないかといったご意見でございます。また、今回の計画の総称である男女平等参画推進総合計画の条例上の根拠が不明といったご指摘もございました。対応につきましては、右側の対応の考え方に記載してございますが、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」を合わせて「男女平等参画推進総合計画」とする予定であり、この新たな総合計画は「男女平等参画社会の実現」を目指すものであることを改めて説明しております。こちらにつきましては、本文4ページに記載しておりますが、東京都は今年度、東京都男女平等参画基本条例に基づく行動計画として、総合計画を策定することとしていると修正をしております。これによりまして、これまでの男女平等参画のための東京都行動計画がなくなってしまうわけではなく、また、今回策定する計画も条例に基づく行動計画であることを明記しております。

続きまして、資料 3 に戻りまして 9 番と 15 番、二つのご意見についてご説明いたします。こちらは、本文の 13 ページと本文の 19 ページの数値にばらつきがあるのではないかとご指摘でございます。こちらの対応としましては、19 ページの方を修正しております。具体的には結婚を機に離職した女性の割合ですとか、第一子出産後を機に離職した女性の割合についての記載でございます。こちらにつきましては、改めて出典なども明記しましてデータの根拠を明確にした形で修正をしております。

続きまして、26 番のご意見でございます。こちらは男性の家事・育児参画の取組の方向性の部分の記述に関しまして、共働きにおいては、家事・育児を協力して行うことが前提であり、女性がそれらを担うことを前提とするような表記は避けるべきだといったような趣旨のご意見でございます。対応欄につきましては、37 ページに下線部を引いてございますが、「父親と母親が共に家事・育児を担っていけるよう、男性の家事・育児への参画を推進していく必要があります」というふうに記載をしております。

続きまして、62 番、63 番、71 番、74 番、四つのご意見でございます。こちらでも同様の趣旨のご意見です。こちらにつきましては、女性活躍推進計画では、これまで進めてきた男女平等参画計画に基づく施策をカバーし切れないのではないかと。このため、これまでの男女平等参画のための東京都行動計画は残すべきではないかと。また、女性活躍推進計画というものを策定すること自体を見直し、現行計画の名称に戻すべきであるといった趣旨の、計画の構成に関するご意見でございます。こちらの対応につきましては、右側の対応の考え方の欄のとおり、始めにご説明した対応案と同じですが、「女性活躍推進計画」と「配偶者暴力対策基本計画」合わせて「男女平等参画推進総合計画」とする予定であり、この新たな総合計画は「男女平等参画社会の実現」を目指すものであることを改めて説明していきたいというふうに考えております。

続きまして、48 番と 49 番の二つでございます。こちら特に、本日、ご議論をお願いしたい事項でございます。ご意見の趣旨は、領域 3 の表題についてのものでございます。「特別な配慮を必要とする男女」への支援というのは差別的ではないか、あるいは一般的な人たちがいて、そこに入らない特別な人、というイメージを喚起させるのではないかとご指摘でございます。こちらにつきましては、後ほどご議論をいただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後になりますが、57 番、58 番、61 番の三つのご意見でございます。こちらにつきましても本日ご議論をお願いしたい事項でございます。こちらは、本文でいいます

と 77 ページにあたります。項目のタイトルともなっております、「性同一性障害、性的指向の異なる人への支援」という呼称のくくり方についてでございます。こちらの表現では限定的であるため、この呼称を修正すべきではないかといったご意見でございます。現在、答申（案）に記載しております「性同一性障害」、「性的指向の異なる人」という呼び方は、東京都の総務局が昨年 8 月に公表しました「東京都人権施策推進指針」こちらから引用したものでございます。参考までに、本日総務局が作成しているリーフレットをあわせてお配りしております。この人権指針の後ろに、「多様な『性』があることを知っています」といった資料をおつけしておりますが、こちら総務局のリーフレットにおいては、「性的マイノリティ」といった呼び方もしているということでございます。こちらのくくり方の呼称につきましてもご議論いただきたいというふうに考えております。

以上が、主な都民意見とそれに対する事務局の対応案でございます。また、これ以外にも掲載したご意見につきまして気になるものがあれば、ぜひこの場でご発言いただきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○武石部会長 はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明をいただいた内容に関しまして、本日、これからご議論いただきますけれども、それを部会案としまして、第 3 回の総会で報告することというふうになっています。では、今、事務局から説明があった部分を中心にご意見をお伺いしていきたいと思いますが、資料 2 の大久保委員より中小企業についてのご意見をいただいている件に関して、大久保委員、これでよろしいでしょうか。

○大久保委員 はい。

○武石部会長 この資料 2 の四つ目のところが大久保委員のご意見ですが。

○大久保委員 データが見つからなかったから変えてないということですね。簡単に言うと。

○武石部会長 はい。

○大久保委員 趣旨からすると余りいいとは思ってませんが。もともとの意見は要するに女性の活用を重要な項目として課題にしているかどうかということだけをもって、中小企業がおくれているというふうな言い方は、データの読み方としては正しくないんじゃないかなというのを言いたかったので、その数値から直結的に言っている感じにす

るのはよくないのかなと。もちろん中小企業に課題があることは事実なので、その文章の流し方と、根拠のつけ方の問題なんだと思うんですけど。そこを直接それだけから言っているような感じにならないようになっていけばいいんだと思うんですけどね。

○武石部会長 具体的には何ページでしょうか。

○大久保委員 12ページの上のグラフをもとにして中小企業問題だと言っている文章がどこかにありましたよね。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。8ページの一番下の丸のところから9ページの一番上の丸のところまでです。

○大久保委員 そうですね。8ページの一番最後の丸から9ページの最初の丸のところにかけて、これまあ、文章が大きくつながってて、やっぱりこれを見ると、12ページのグラフをもとに中小企業が課題だと言っているという感じになっちゃっているので、中小企業の課題は別にここから引っ張ってきている感じにならないように見えるようにしたほうがいいと思いますけど。

○武石部会長 むしろこのデータが不適切じゃないかと。

○大久保委員 このデータから中小企業に問題があるんだと言っているのは適当じゃないんじゃないかと。ワーク・ライフ・バランスのところの課題が大きいということも事実なので、中小企業に課題があるということ自体は別に間違っていないと思うんですけど、このグラフを根拠にしているという感じがしちゃうと誤解を生むんじゃないかなと思うんです。

○吉村男女平等参画担当部長 管理職の比率のデータはあります。

○武石部会長 管理職比率は中小企業のほうが高いんですよ。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。それを足しますか。中小企業には両方の面があるということ。

○大久保委員 ただ、今のご説明では、中小企業のデータでぴったり当てはまるものが見つからなかったというお話だったんですね。

○事務局 そうですね。女性の活躍推進が遅れているという観点からのデータが見つからなかったです、その意識調査しか。

○大久保委員 女性管理職比率って何種類かデータがあるんですけど、9%ぐらいの数字とか12%ぐらいの数字とか一般的に使われていて、一方で、東証一部上場企業の管理職と女性管理職比率と大体平均すると5%を切るぐらいのところがあるので、明らかに

中小企業のほうが管理職比率は高いんですよ。なので、それが隠れた状態で大企業より中小企業の問題だと、比較的にそういうふうに言ってしまうと、ちょっと事実とずれてしまうところがあるんじゃないかなと思うんですよ。

○吉村男女平等参画担当部長 そうすると、女性管理職の比率が中小企業のほうが多いということを示した上で、でもやはり中小企業では独自にそういう取り組みを進めることが難しい場合もあるから、東京都として支援が必要です、のような流れだったらよろしいでしょうか。

○大久保委員 いや、それを示しても示さなくても私はどちらでもいいと思います。必要に迫られて女性管理職になっている、中小企業の場合は。ただ、環境整備はおくれているというのは本当の実態なので、その事実認識と何か誤解されるような表現になっていなければオーケーだと思うので。

○武石部会長 ここは施策として中小企業の支援策というのを都としてやっていくので、その前提として中小企業の課題を明らかにしておかないと中小企業の支援策の意義がないということですよね。

○吉村男女平等参画担当部長 そうですね。すごく熱心に取り組んでいらっしゃる中小企業もあると思うんですけど、まだまだそこまでできないというところも中にはいらっしゃると思いますので、東京都としては支援が必要だ、というのは言っていたほうがいいのかと思います。

○武石部会長 中小企業がすべて遅れているとかではなくばらつきがあると言い方をすればいいですか。

○大久保委員 そうですね。やっぱり12ページの上のグラフを根拠にして言わないということ。このデータを紹介した後に、上記調査結果によるとという形では、全体をつなげた形で説明していることになってしまうので、そこを1回切ればいいんじゃないですかね。重要課題にしているかしていないかという事実を説明するのと、まだ取り組みの全体がおくれている企業もあって、そういうところに支援が必要だという話に分けたほうがいいんじゃないかと思います。

大企業と中小企業の女性管理職比率はダイレクトに比べられるものはきっとないんですよ。使い勝手のいいデータがないということだと思うので。

○武石部会長 中小企業の最重要課題の一つとして取り組んでいるところは32.5%はあるわけですよ、逆に言うと。中小企業だからいろんな経営課題がたくさんありそう

な中でこれを最重要課題と挙げているのは32.5%。でも一方で20.5%は取り組んでいないと言っているので、やっぱりその中小企業のばらつきがあって、全体として前に進めるために支援が必要ということでしょうか。

○大久保委員 最重要課題にしてないことがおくられていることにならないですからね。おくられているから課題になっているわけで。

○武石部会長 そうなんですよ。なぜ取り組んでいるかという背景がいろいろなんですよ。もうやる必要がないというところもあるので。

このデータはデータとして示しつつ。

○大久保委員 なので9ページの一番最初の「上記調査結果によると」の、このつなぎ方だけ工夫していただいたほうがいいんじゃないのかと。

○吉村男女平等参画担当部長 とってしまう方がいいですか。

○武石部会長 この9ページの「上記調査結果によると」と次の丸を一緒にしてはどうでしょうか。301人以上の企業は法律もできたので義務が発生してますよね。ただし、300人未満のところは任意なので、そこにばらつきが出てしまうから、必要性の認識があまりないところにきちんと進めていただくというようなことで。これを少しまとめるとどうでしょうか。

○並木部会長代理 それはいいアイデアだと思いますね。

○武石部会長 この調査から直接的につながっているということではないので、それでいいですか。

そうすると、保留意見、資料2に関して後はご意見はございますでしょうか。特に大丈夫ですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 それでは、都民意見に対して検討しなければならないというところがあるので。一つは計画の位置づけですよ。女性活躍推進のこちらの計画と配暴のほうをあわせて、これまで「男女平等参画のための東京都行動計画」と言っていたものが、今回それぞればらばらになっているので、全体がよく見えなくなっているということに関して。4ページの4のところの「また」ですよ。「また」のパラグラフで説明しているというのが先ほどのご説明だったと思うんですけども、これに関して、いかがでしょうか。

○吉村男女平等参画担当部長 「東京都男女平等参画推進総合計画」で、総合計画1を女

性活躍推進計画、総合計画2を配偶者暴力対策基本計画とする予定ではおります。

○武石部会長 総合計画という名前が一つあって、その下に女性活躍と配暴が入るということになるんですね。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。

○武石部会長 どうでしょうか。確かにわかりにくいのはわかりにくいんですよ。

この4ページの4行をもっと前に出すというのは無理ですか、例えば1ページ。このままだと非常によく読まないとわからないですよ。1ページの頭で「国の取り組みと本計画の位置づけ」のようにタイトルを変えてしまって。1にあるとわかりやすいと思うんですけど、それは難しいですかね。

○吉村男女平等参画担当部長 今、1の最後のところに、「なお」という出だしで海外の動向が入っていますけれど、この前あたりにはっきり書き込むようなイメージですか。

○武石部会長 はっきり書き込んだほうがよくないですか。配暴のほうはどうなんですかね。配暴のほうにもこんなこと書いてあるんですか。

○事務局 配暴のほうも同じですね。ページをめくって行って4ページ目ぐらいに、女活のほうの4ページ目と同じ文言、パラグラフが入っています。

○武石部会長 第1部の構成は同じ、最初に都・国の取組から始まって大体同じような構成なんですか。

○事務局 同じです。1が都・国の取組で、1、2、3、4の3番で初めて総合計画の話が出てきます。

○大久保委員 すみません。基本的なことを私よく理解できてないので、ちょっと1回確認のため教えていただきたいんですけど。この平成24年の東京都行動計画はどうなるのかという話が皆さん気になっているような感じなんですけど、つまりこれのことを説明するのが大事なのかなと思ったんですが。それが文章を読むだけだと、これはどこに行っちゃったのというふうな感じがするんですけど。

○吉村男女平等参画担当部長 条例8条には東京都が行動計画を策定するということが定められているのですが、この「行動計画」という名称がなくなったことで非常にわかりにくくなってしまっているのかなと思います。

○大久保委員 今回の二つのやつが、行動計画に変わるんですしたっけ。行動計画はもう終わるということですか。

○吉村男女平等参画担当部長 2つの計画をあわせて今度の総合計画になるという感じな

んです。

○武石部会長 総合計画は行動計画とは違うんですか。

○吉村男女平等参画担当部長 総合計画は総合計画という名前になるんですけど、あくまでも条例に基づく行動計画になります。それが確かにどこにも今まで書いていなかったもので、4ページに書き足したんですけど。

○大久保委員 そういう意味では、平成24年にこういう行動計画をつくってその推進をしてきたんだと。そのことについて、さらに発展的に新たな要素もつけ加えて改変して、こういう形にしていってということが伝わればいいんじゃないですかね。何かこれはどこに行っちゃったのという不安を持っているという感じに思ったんですけど。

○吉村男女平等参画担当部長 そうすると、武石先生がおっしゃったように、1番のところにを入れるのがいいですね。

○並木部会長代理 そうですね。今の、大久保委員の案はわかりやすいですね。

○武石部会長 条例の中では行動計画という言葉なんですって。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。条例の中では。

条例に基づく行動計画でもありますし、男女平等参画社会基本法に基づく計画でもあります。

○武石部会長 今回、「東京都男女平等参画推進総合計画（仮称）」になっていますが、それを前回と同じ行動計画というのはまずいんですか。条例に近い言葉にするというのは。

○吉村男女平等参画担当部長 そういう議論はあったんですか。

○事務局 ないです。

○武石部会長 今回の計画を総合計画と言うのは、今回初めて出てきたのでしょうか。

○吉村男女平等参画担当部長 はい。

○武石部会長 どこから出てきたんですか。

○事務局 女性活躍推進の分野がより強力に加わってきたことをもって、総合という2文字を事務局で入れたまでの話ですので、部会長おっしゃるとおり、総合計画と我々が今呼ぼうとしているものは、条例上・法律上の行動計画であることは間違いありません。

○武石部会長 よく制度のことをご存じの都民の方のご意見なので。

条例が一番近いのはこの24年のこのタイトルなんですか。

○吉村男女平等参画担当部長 そうですね。条例ができてからの計画は全てこのタイトル

で来ました。

○武石部会長 24年まではずっとこれなんですね。

○吉村男女平等参画担当部長 女性活躍推進法ができて、それに基づく計画でもあるという
ことで、複数の法律に基づく趣旨を含んでいるので、総合計画という名前にするとい
うことを考えています。

○武石部会長 では、そういう趣旨をきちんと説明して誤解がないようにしたほうが。

○大久保委員 そうですね。何行か足して説明したほうがいいと思いますね。

○吉村男女平等参画担当部長 わかりました。ありがとうございます。

○武石部会長 やっぱりに持っていったほうがよいのではないのでしょうか。配暴のほう
に意見を言うのはあれなんですけど、同じようなものが入れば両方に入ったほうがいい
ですよ。

じゃあ、それでいいですか、62、63番の意見。

次にご意見をいただきたいのが、特別な配慮という表現ですね。64ページ、領域Ⅲ
の「特別な配慮を必要とする男女」という、この「特別な配慮を必要とする」というの
が適切ではないのではないかというご意見に対して。ご意見は48番、49番あたりで
す。都民意見の中で、代案が出ているのは「困難な状況にある男女が安心して暮らせる
支援」ですか。「困難な状況」というような言葉ではどうでしょうかというようなご意
見があったりしますが、どうでしょうか。

これは、前回計画でも「特別な配慮を必要とする」という表現ですか。

○吉村男女平等参画担当部長 そうです。前回、初めて入った事項でして、そのときに他
県の計画なども参考にさせていただいてこういうタイトルにしました。

○武石部会長 「特別な配慮」というのが違和感があるのでしょうか。

○大久保委員 これが差別的だというふうに思っている人が複数いるということは
やっぱりちゃんと受けとめなきゃいけないですよ。

○吉村男女平等参画担当部長 例えば高齢者についてなんですが、最後のほうに、ご高齢
でも元気で就労意欲もある方がいるというようなことが書いてあるので、若干、「困難
な状況」というのが違和感がある感じもするんです。

○大久保委員 この48のほうには、「多様な人たちが暮らしやすい支援」という代案が
書いてありますけど、これをアレンジしてうまくできないですかね。例えば、「多様な
人々が安心して暮らせる」みたいな言い方に。

○武石部会長 どうでしょうか。

○栗林委員 誰もが生きづらさを感じないで、みたいな。

○武石部会長 安心して暮らせるとかのほうがいいんですかね。ここを変えると、文章が結構変わったりしますか。

○吉村男女平等参画担当部長 大丈夫だと思います。

○武石部会長 「特別な配慮」はやっぱり考えたほうがいいのかということですね。多様とか、生きやすいとか、暮らしやすいとか、安心して暮らせるとか。

○大久保委員 領域Ⅰとか領域Ⅱのタイトルとのバランスを考えれば、別にタイトルに支援って入らなくてもいいわけですね。

○大久保委員 今回の４８番のご意見のところでせっかくアイデアをいただいているので、「多様な人たちが暮らしやすい東京の実現」みたいなのはどうですかね。いただいた意見をできる限り使ったほうがいいんじゃないか。

○武石部会長 多様な人たちが暮らしやすい。

○大久保委員 東京の実現。

○武石部会長 東京って入れますか。

○大久保委員 領域Ⅱにも東京の実現って言葉を使っているんで。

○武石部会長 それにしましょうか。

○並木部会長代理 枠の中の内容と合いますよね。

○大久保委員 そう思います。

○武石部会長 では、「多様な人たちが暮らしやすい東京の実現」で、領域Ⅲはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○武石部会長 何か問題がありますか。

○東京ウィメンズプラザ所長 いえ、これが男女の行動計画なので領域Ⅰ、領域Ⅱに女性とか男性、女性って入っていたので領域Ⅲに「男女」という言葉を当初は入れていたのかなと思ひまして。今のご提案の言葉ですと、「男女」の言葉がなくなるので、一方で総務局がつくってる人権の指針と比べて、こちらで「男女」の位置づけがとれても大丈夫かな、と不安になったのですが。でも、今回この⑤の部分もあるので、特にいいのかなと。

○武石部会長 逆に余り男女と言わないほうがいいのかもしれないですよ、性同一性障害

なども取り上げている部分なので。男性とか女性と言われて傷つく方もいるので。

○大久保委員　そうですね、むしろこの性的マイノリティも余り男性とか女性とかいうこと自体なるべく避けるというのが原則にありますからね。

○武石部会長　多様な人たちでいいんじゃないですかね。

次にLGBTのところですが、61番で、その言い方として、「性同一性障害者」、「性的指向の異なる人」というのが限定的だから、「性的少数者」としたり、61番のご意見では、「性別違和を持つ人」または「性自認によって困難を抱える人」にしてくださいとのことです。この性同一性障害者、性的指向の異なる人を何と言うかですよ。今の言い方はこの人権施策推進指針と合わせているんですね。

○白石男女平等参画課長　そうです。指針の1枚目の裏面に目次があるんですけども、14番と15番で、「性同一性障害」、「性的指向」ということで項目を立てております。ただ一方で、「性的マイノリティの人権」というこのパンフレットでは、もう少し広く捉えていて、多様な性ということで、表紙の裏側に「『出生時に判定された性と性自認が一致し、かつ性的指向は異性』というパターンに当てはまらない人たちは性的マイノリティと呼ばれています。」三つめの段落にそう書いてあるんですね。

○吉村男女平等参画担当部長　頭に「『性』のあり方はさまざまです」と書いてある箇所がありまして、その上から三つ目のパラグラフのところに今白石が読んだ文章が入っています。

○武石部会長　「性的マイノリティ」という言葉は使っているということですね。

○吉村男女平等参画担当部長　そうですね。印刷物などとしては多分このパンフレットで初めて使ったのかなと思います。

○武石部会長　これは人権の指針よりも新しいんですか。

○白石男女平等参画課長　新しいです。

○吉村男女平等参画担当部長　10月の終わりでしたか。最近です。

○武石部会長　「性的少数者」だったら「性的マイノリティ」の言葉のほうがいいわけですね。

○白石男女平等参画課長　印刷物として公になっている言葉としては、「性的マイノリティ」となっています。

○吉村男女平等参画担当部長　分かりやすく言うなら、「性的マイノリティ(性的少数者)」でしょうか。

- 武石部会長 性的マイノリティが一番幅が広そうですね、今、出てきている言葉の中では。
- 白石男女平等参画課長 L G B Tも性的マイノリティの一部だという考え方なので。
- 武石部会長 一部ですからね。
- 大久保委員 性的マイノリティとL G B Tは同じですか。
- 白石男女平等参画課長 多分範囲としてはL G B Tが小さく、それらを包含するのが性的マイノリティ。
- 大久保委員 一番大きいのが性的マイノリティ。
- 白石男女平等参画課長 これを見ると、出生時に判定された性と性自認が一致し、性的指向は異性、それに当てはまらない人は「性的マイノリティ」という考え方ですので。
- 武石部会長 多分、広いほうがいいですね。そういう意味では今の出てきた言葉の中では「性的マイノリティ」が一番いいですかね。
- 武石部会長 じゃあ、「性同一性障害者、性的指向の異なる人」というのは、「性的マイノリティ」、日本語にするかどうかは、お任せします。それでよろしいですか。
- 大久保委員 「性的マイノリティ」でいいと思うんですけど、この58番のご意見のところに説明をちゃんと加えてくれということはどこかに入るんでしたっけ。
- 吉村男女平等参画担当部長 これは難しそうですね。例示だったらできると思うんですが。
- 大久保委員 内容的には今のこのパンフレットに、書いてあることでいいと思うんですけど、「性的マイノリティ」という言葉自体にまだそんなに多分、理解がされないと思いますので、しかも、これ、もともと偏見や差別を取り除きたいといったことがまず大前提という理解なので、そういう意味でも脚注でも本文でもいいですからパンフレットに書いてある、性的マイノリティがどういう人たちを指すのかということが伝わるような文章を見直したほうがいいと思うんですよね。
- 吉村男女平等参画担当部長 この中から引用はできると思います。
- 武石部会長 ここを「性的マイノリティ」にすると少し文章も変えないといけないですね。
- 吉村男女平等参画担当部長 そうですね、頭の部分に少なくとも何か入れないとおかしいですね。
- 武石部会長 そうですね。そこで、「性的マイノリティは」、という説明をしたり、

ということが必要になってきますよね。

○白石男女平等参画課長 全て「性的マイノリティ」という言葉に全部を置きかえるということですか。例えば、「性同一性障害、性的指向の異なる人など性的マイノリティ」と書くのではなくて。

○武石部会長 でも例示がないとわからないですよ。

○大久保委員 タイトルは「性的マイノリティ」に集約するんですかね。本文で性的マイノリティについての説明をする中で、今のLGBTのような言葉を入れるのか入れないのか、パンフレットの説明の中には改めてそういう言い方はあるのですか。

○武石部会長 性的同一性障害は、トランスジェンダーのところに出てくるんですよ。それでは一旦、タイトルは「性的マイノリティ」にすることにして、文章の方は、ちょっと直していただいたところで、私に一任いただく。治部委員は、きょうお休みですがご意見あるのではないですかね。

○事務局 治部委員にはメールで資料をお送りしていて、1週間後までに、何かご意見があれば下さいと、お願いをしているところです、

○武石部会長 そうですか。特にここについては、修正をしたところでごらんいただいて、意見をいただいたらどうですかね。ここは治部委員がいろいろご意見を言うてくださっていたので、それを事務局で踏まえて直していただいて、私に一任いただくでいいですか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 部会で検討しなくてはならない最低限のところは以上で大丈夫でしょうか、まだありますか。

○白石男女平等参画課長 はい。大丈夫です。

○武石部会長 大丈夫ですか。はい。では、それ以外に、あるいは都民の意見について。

○大久保委員 すみません。さっきの話の続きなんですけど、61番のところの意見も若干見ながら気になってまして、「性同一性障害」という言葉も使わないほうがいいというのがこのご意見ですよ。2013年から「性同一性障害」という国際疾病分類のやつから「性別違和」という形に表記をあえて翻訳するのに変えているという状況があります。そういう表現の仕方をしないほうがいいというご意見だったので、その辺のところも、少し配慮がされたらいいかなと思うんですけど。

○武石部会長 「性同一性障害」、障害がつくので、何ていうんでしょう。表現的にはき

ついでですね。今概念も整理されてないんですが、今後5年間の計画となると慎重に言葉選んだほうがいいところだとは思うので。このパンフレットを見ると、東京都の中では人権施策推進課というところが一番関係するんですか。

○吉村男女平等参画担当部長 啓発についてはそうですね。多分、これは法務省が出している文章を参考にさせていただいていると思うんですけど、あちらで人権擁護の関係の取り組みをされていますので、それを参考にさせていただいて、つくっているのかなと思います。

○武石部会長 このパンフレットのところにもどういう表現がいいかをお聞きいただきながら、非常にデリケートな問題なので、そういう視点からご検討いただいたほうがいいと思います。よろしいですか、大久保委員。

○大久保委員 はい。

○武石部会長 はい。ありがとうございます。

それでは、都民の意見でこれは聞いておくべきだみたいなのがもしあれば、あるいは皆さんから追加でご意見があればどこからでも結構ですのでお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員の皆さんに何か聞いておかなくちゃいけないところは大丈夫ですか、事務局としては。それでは、自由にご意見いただければと思いますが。

○並木部会長代理 何でもいいですか。

○武石部会長 はい。

○並木部会長代理 じゃあ、すみません。読ませていただきまして63ページの脱字があってちょっと読みづらいんです。

○吉村男女平等参画担当部長 失礼いたしました。

○並木部会長代理 63ページの都に求める取組の「安心して出産できる環境を確保」の「環境」が抜けてますね。

○吉村男女平等参画担当部長 申しわけありません。

○並木部会長代理 それと、あと、この40ページの棒グラフなんですけど、上のほうの数字、これちょっともう少し見やすく入りますか、無理ですか。これ。平成28年のところは「51」という数字が重なっちゃっていて。

○吉村男女平等参画担当部長 ありがとうございます。

○武石部会長 よろしいですか。まだありますか。全部出ましたでしょうか。

○並木部会長代理 はい。

○武石部会長 丁寧にごらんいただきありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

○並木部会長代理 ちょっと質問なんですけど、新しい知事になりまして、今、早く帰れ
というので、男性職員も出産・育児の手伝いをしろという流れになってまして、その辺
の知事の思いというのは、これにどう反映させていくのかというのが、ちょっと疑問だ
ったんですけど。

○吉村男女平等参画担当部長 東京都としての取り組みみたいなことですよね。

○並木部会長代理 そうなんですよね。今度、東京都が動き出しましたよね。何か考えて
いればということですね。

○白石男女平等参画課長 計画になる段階には、知事の意向、考え方は反映されるでしょ
うし、東京都も、実行プランという4カ年の計画が12月の末に出ることになっており
ます。その中に、女性活躍や働き方の見直しも含めて、打ち出されると思いますので、
そういった内容も反映しながら最終的に計画をつくっていきます。並木委員のお話です
と、答申の段階で盛り込む必要がどこまであるかというご意見なんですよね。

○並木部会長代理 そうです。それはないと考えていいんでしょうね。

○白石男女平等参画課長 計画の大きな方向性というのは知事にもご説明はしていて、大
きな柱としての考え方というのは了解をいただいております。

○並木部会長代理 あくまでこれは答申という格好で切り出していくということで、それ
を受けた知事がどう考えていくかということでいいんですよね。

○白石男女平等参画課長 そうなります。

○武石部会長 この間、別の課の説明を受けたときに、ワーク・ライフ・バランスがライ
フ・ワーク・バランスという言葉に変わっていたんですけども、東京都はそっちにする
んですか。

○吉村男女平等参画担当部長 そうですね。東京都として取り組みを追加するときにはそ
ういう表現で。

○武石部会長 ライフ・ワーク・バランスになるんですね。

○吉村男女平等参画担当部長 そうですね、はい。

○武石部会長 なるほど。じゃあ、答申はこれで、計画になったときには。

○吉村男女平等参画担当部長 計画になるとときにはそうですね、そういう表現にさせてい

ただुकかと思ひます。

○武石部会長 なるほど。

ほかに特にご意見ないでしょうか。なければ早目に終われますが、いかがでしょうか。
よろしいですか。きょうが最後の部会になりますかよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 はい。ありがとうございます。

では、最後の性的マイノリティのところは文章がまだ最終案になっていませんが、それを反映させていただきまして、部会案として第3回の総会で報告することにさせていただきます。

活発なご意見をいただきましたけれども、これで事務局に整理していただくということになります。先ほど治部委員からまだご意見が聞けていないということなので、それを踏まえまして、後の整理に関しましては、私にご一任をいただきたいと思いますというふうに考えております。

本日以降、何か気がついたことがあれば事務局にご連絡をいただきまして、その対応についても最終的に私にお任せいただければというふうに思っております。

では、会議次第の4、その他について事務局からご説明をいただきたいと思います。

○吉村男女平等参画担当部長 次回、第3回総会の日程につきましては、既に皆様にメールでご案内を差し上げておりますけれども、12月22日木曜日の午前10時から開催させていただきます。会場は都庁内の会議室を調整中でございますので、おって正式な通知をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。当日は、武石部会長から本日の議論を踏まえまして、答申案のポイントにつきましてご報告をいただく予定でございます。総会の当日に委員の皆様からいただいたご意見などを踏まえまして、答申案の調整を行い、その後1月に入ってからになるかと思うんですが、審議会から知事へご答申いただくという予定でございます。

以上です。

○武石部会長 はい。今のご説明に関しましてご意見、ご質問ありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○武石部会長 はい。それでは、これを持ちまして、東京都男女平等参画審議会、第4回男女平等参画部会を閉会させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

(午前 11 時 5 分 終了)